

○厚生労働省告示第五十二号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるBSI マネジメントシステム ジャパン株式会社について、その名称及び住所を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年二月十七日

厚生労働大臣 長妻 昭

登録 番号	変更前の名称	変更後の名称	変更前の住所	変更後の住所	変更の日
AD	BSI マネ ジメントシス テムジャパン 株式会社	BSI グル ー プジャパン株 式会社	東京都港区虎ノ門 一丁目二番八号	東京都港区北青山二 丁目十二番二十八号 青山ビル五階	平成二十一 年十一月二 十四日